USPTO、PTABの口頭審理を原則として全件対面実施へ

2025年7月24日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、7月23日、特許審判部（PTAB）における口頭審理について、原則として全件対面での実施とすることを公表した[1]。USPTOでは、これに先立って口頭審理への対面参加が「推奨」されていたところ[2]、本年9月1日以降は正当な理由がない限り対面での参加が義務付けられることとなる。

9月1日以降に予定されている口頭審理では、以下のとおり運用される。

- 金銭面または健康上の理由により対面で参加することが困難である場合など、正当な理由がある場合に限りオンラインによる参加が許容される。
- 一方の当事者がオンラインによる参加を認められた場合であっても、それのみを理由として相手方当事者においても同様にオンラインでの参加が認められるわけではない。
- 口頭審理はUSPTOオフィス（サテライトオフィスを含む）において行われ、当事者は希望するロケーションを申し出ることが可能（その後、PTABにより実施場所について調整が図られる）。
- 一般公衆による傍聴は引き続きリモートでも可能であるが、対面・リモートいずれの場合であっても口頭審理の3営業日前までに申し込みが必要となる。

また、PTABにおける審理手続に関して、当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）の申請日付与通知（後続する手続・処理期間の起算日として扱われる）を申請受理から原則として14日以内に発行する旨のBoalick首席審判官によるメモも7月18日に発出されている[3]。

これまで申請の受理から本通知の発行まで6-8週間程度要していた事例もあったとされるところ、知的財産関係者からは、請求人・被請求人双方の審理計画立案に寄与するとの意見もあり、PTABにおける審理手続の迅速化・予見可能性の向上が期待される。

（以上）

[1] https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-returning-person-ptab-hearings
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250310.pdf
[3] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/nofda_memo_20250718.pdf